

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第35回）議事概要

1 日時

令和4年9月15日午前10時から正午まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

今田幸子、内田伸子、神山啓史、酒巻匡、椎橋隆幸（座長）、永井敏雄、吉田誠治

（オブザーバー）

永渕健一（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

堀田眞哉事務総長、吉崎佳弥刑事局長

4 議事概要

- 懇談会の開催に当たり、新たに参加することとなった永渕オブザーバー及び堀田事務総長から、あいさつがあった。

(1) 裁判員裁判の実施状況等について

ア 統計数値等の説明

吉崎刑事局長から、資料2、資料3、資料4に基づき、裁判員裁判の実施状況、裁判員等経験者に対するアンケート調査、裁判員制度の運用に関する意識調査について、次のとおりの説明があった。

(7) 裁判員裁判の実施状況について（資料2）

- 資料2の表1のとおり、令和3年の新受人員の総数は793人であり、前年から200人以上減少し、制度施行後最小となっている。令和4年も7月末現在で407人と、昨年と同様の傾向となっている。

原因の分析は難しいが、一つ考えられるのは、覚醒剤取締法違反事件の新受件数である。令和元年は252件のところ、令和2年は77件、令和3年は28件と減少している点が挙げられる。新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化の影響が考えられる。

- 表4のとおり、辞退率は、平成30年まで上昇傾向にあったが、歯止めがかかり、近年はおおむね横ばいの状況にある。出席率は、平成29年には63.9%と減少が続いていたが、その後徐々に上昇して令和3年には71.5%となっており、改善傾向が見られる。

この理由としては、呼出状が不到達になった場合の再送達や、事前質問票が期限までに返送されなかった場合の書面での返送依頼といった運用上の工夫を

行っている点、また、積極的な広報活動をしてきた点も背景にあるのではないかと考えている。

コロナと辞退率等の関係については、各裁判所では裁判員候補者の方々に対して、主要な感染防止策について、選任手続期日にお越しになる前にアナウンスしている。また、一般国民に対しても、マスコミの取材に応じて説明をしたり、ウェブサイトにもその感染防止策等を掲載するなどして広報も図っているところである。裁判員等経験者に対するアンケート調査結果では、新型コロナウイルス感染症に関する記載が自由記載欄に見られるが、裁判所の感染防止策については、おおむね好意的な評価を得ており、このことが辞退率が上昇せず、出席率が低下していない理由の一つと考えられる。また、後に触れるとおり、テレワークの浸透等の影響も考えられるところである。

- 表5のとおり、平均審理期間及び公判前整理手続期間は、令和元年以降、総数、自白、否認ともに長期化傾向にある。例えば、「総数」の「公判前整理手続期間」は、平成30年は8.2月だったが、令和元年は8.5月、令和2年は10.0月、令和3年は10.5月と長期化している。
- 表9のとおり、平均評議時間は、令和3年は、総数、自白、否認ともに増加して過去最大値となっており、令和4年も6月末までの速報値であるが更に長くなっている。裁判員経験者アンケートでも後に紹介するが、裁判員経験者から見た評議の充実度については、近時比較的高い数値で推移していることも含め、評議時間に関しては今後の動向を注視していきたいと考えている。

(イ) 裁判員等経験者に対するアンケート調査について（資料3）

- 資料3のとおり、令和3年度の裁判員等経験者に対するアンケート調査の結果は、全体として、これまでの調査結果とほぼ同様の結果となっている。

なお、評議の進め方についての自由記載欄には、感染症対策のため評議室の座席の間隔が空いていることを理由として挙げて話しにくかったと回答される方が一定数見られる。感染症対策の影響がある可能性もあると見られる。

- また、図表7のとおり、評議における議論の充実度については、大きな変化は見られない。図表8の裁判員として裁判に参加した感想についても、これまで同様、高い数値となっており、97%以上の方が「非常によい経験」あるいは「よい経験」と感じたと回答している。

(ウ) 裁判員制度の運用に関する意識調査について（資料4）

- 裁判員制度の運用に関する意識調査については、裁判員になることができる年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、今回の調査から、調査対象者を「20歳以上の者」から「18歳以上の者」に引き下げた。他方、質問項目は変更せずに調査を行った。

- 資料4のQ3の裁判員制度の周知媒体については、前回から選択肢として「SNS」や「学校教育」等を追加した。これらの割合は、テレビ報道、新聞報道等と比べると低く、SNSが3.3%、学校教育が6.5%だが、年代別に見ると、18歳・19歳、20代、30代の若年層で、SNSや学校教育が他の年代に比べてかなり高いという特徴が見られた。特に、学校教育については、18歳・19歳では60.5%と他の年代に比して大幅に高くなっている。
- Q6の裁判員制度の印象を持つこととなった原因についても、同じくSNSは全体では6.3%だが、18歳・19歳では15.8%、20代では16.3%と他の年代と比べて高い割合になっている。学校教育についても、全体では2.8%だが、18歳・19歳では31.6%、20代では14.4%となっており、他の年代と比べて高い割合となっている。後ほど、若年者に対する広報活動の中でも説明するが、これらの調査結果については、広報活動の在り方について検討する際の参考にしたいと考えている。
- Q8の裁判員裁判に参加する場合の心配や支障となるものについては、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」との回答の割合が、令和2年を境に大きく低下しており、令和3年は更に低下して25.1%となっている。この理由については、平成29年3月に取りまとめた裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析の結果には、雇用情勢の変化が辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性の一つであると挙げられていた。テレワークができる体制が会社で整ったことによって、むしろ参加しやすくなったとの指摘が裁判員経験者からなされていることも前回紹介したとおりで、このテレワークの浸透や、国民の働き方の変化が数値に影響を与えている可能性があると考えている。
- Q10の参加意欲については、「参加したい」「参加してもよい」と回答した方の割合は、全体では19.9%だが、18歳・19歳では45.2%と突出して高い割合となっている。
- 意識調査に関して、このほかの数値については、前回の調査と比べて大きな変化は見られないという状況にある。

(酒巻委員)

いよいよ18歳・19歳が裁判員裁判に関与することになるが、今年の秋に名簿が新しくなるときに、18歳・19歳の方々に候補者通知のお手紙が行くということによりか確認したい。

(吉崎刑事局長)

この11月に発送する予定の裁判員候補者名簿記載通知の対象者として18歳・19歳が入って来る予定である。

(酒巻委員)

この1年ぐらいあるいは数年の間に、いよいよ18歳・19歳にも裁判員の通知が来るということがアナウンスされていることから、なんだこれはとパニックにはならないと思うが、直近で18歳・19歳の関係について、最高裁判所事務総局あるいは各地の裁判所が特に広報など取り組んでいることがあれば教えていただきたい。

(吉崎刑事局長)

東京地裁での取組は後の議題で紹介があると承っているが、全国での取組として最高裁が把握している広報活動としては、まず、出前講義という以前からの取組について、オンラインで実施できないかとトライしている庁もあると聞いている。例えば、ある地裁において、裁判員経験者に裁判所にお越しいただいた上で、裁判所と大学をオンラインでつなぎ、大学に現に出席している学生に向けて講義したという例がある。また、裁判官が大学に赴いて、自宅でオンラインで授業を受けている学生とつないで講義をしたという例もあると聞いている。こういった各地の広報活動の実施状況は、裁判所内部のイントラネットで報告してもらって、各庁と共有し、この秋に向けて更に広報活動を活発化させていると承知している。

(酒巻委員)

私も大学にいるため、18歳・19歳というどうしても学生のことだけを考えてしまうが、そうでない18歳・19歳の方に向けては、何か取組をしているか。

(吉崎刑事局長)

18歳・19歳の有職者の方に特化した広報活動はできていないが、出前講義では、学校に対するアプローチのほかに、企業や商工会に向けて取り組んでいる庁もあると聞いている。その中で18歳・19歳の方にも、この情報に触れる機会があると期待している。

(酒巻委員)

裁判員制度の周知媒体で、学校教育とともにSNSというものが出てきた。私はSNSを全く使っていないため、SNSでその利用者が具体的にどのようなようにして裁判員裁判に関する情報を知り得るのか教えていただきたい。これを皆が見ているのであれば、広報のツールとしてはかなり有力である。しかし同時に、私の想像だが、SNSには不正確な情報も含まれているおそれがあるのではないか。そういった観点からも気になるため、事務局の意見を聞きたい。

(永渕オブザーバー)

私自身もSNSの詳細が分かっているわけではないが、YouTubeなどでテレビ番組が時間差で流れることがある。テレビ東京の「秒でNEWS 180」という

番組に「仕事図鑑」というコーナーがあり、それに先日、東京地裁の裁判官が出演して放映された。これは朝の番組だが、当日の午後には YouTube で流れることになっており、テレビを見られない人でも YouTube で検索すれば見ることができるものとなっている。

(吉崎刑事局長)

SNS を含むインターネットの活用という意味では、前回もご紹介したが昨年度、政府広報の枠組みでバナー広告を行い、そのバナー広告をクリックすると、最高裁の裁判員制度のホームページに飛ぶということを行った。意識調査で回答した方がおっしゃる SNS の範囲に入っているかは分からないが、裁判所としてもそういった仕組みを遅ればせながら少しずつ活用している。

(内田委員)

私も SNS は全然やっていないが、今、若い世代は新聞を取っておらず、代わりにしょっちゅうスマホを見ている。SNS で発信をしたときに、それがどれくらい見られているかは、アクセス回数で調べがつくはず。年齢層もある程度わかるはず。このように一つずつどれくらい広がったかを評価しながら発信していくのがよいのではないか。ぜひ有効に活用できるものは活用していただきたい。

イ 裁判員候補者への送付物について

吉崎刑事局長から、資料 5 に基づき、裁判員候補者への送付物について、次のとおり説明があった。

- 裁判員候補者に対して名簿記載通知を送付するのが例年 11 月頃だが、その送付物に関して報告する。昨年までは、その同封物の一つとして、「よくわかる！裁判員制度 Q & A」という漫画冊子を入れていた。この冊子自体は好評を得ており、制度施行当初から他の広報活動を含め最大限活用してきた。
- 他方、前回の懇談会でも指摘があり、今、内田委員、酒巻委員からも指摘があったとおり、動画等のインターネットコンテンツの活用を引き続き検討しているところである。
- そうした中で、裁判所外の方から、この冊子のイラストについて固定的な性別役割分担意識を助長しているとの誤解を生じさせかねないものが含まれているのではないかと指摘があった。その指摘を真摯に受け止めて検討した結果、裁判員候補者への送付物に同封しないという方針を定め、かつ各種広報イベントでの配布も取りやめることを決定し、これを各庁に周知した。
- この冊子を配布しないこととしたため、どのような工夫をするか検討した結果、裁判員候補者の方には、本年から資料 5 のカードを送付物に同封してお送りしたいと考えている。このカードには、QR コードが配置してあり、これを

読み込むことで、裁判員制度ウェブサイトへアクセスすることができ、動画コンテンツにもアクセスすることができるという形にしたいと考えている。その動画コンテンツ自体は現在制作中だが、裁判員候補者向けに手続がビビットに分かるようなものを作りたいと考えている。あまり長くすると飽きが来るため短めのものと考えている。こちらの動画は、一般国民にも見られるようにするという趣旨も含めてYouTubeに置くことを考えている。

- このカードのメッセージについては、前回の懇談会においても、裁判員経験者から「よい経験と感じた」との回答をいただいた割合をアピールしてはどうかとの指摘をいただいております、あまり長々と説明せず、97%という数値を目立たせ、キャラクターも配置して親しみやすいものとなることを狙ってこのようなものを作成した。

なお、こちらは点線で切り離すことで、長くしおりとして使っていただくことも狙って作成している。

(今田委員)

知り合いに見せたところ、写真が机だけで会議室の案内か、インターネットで会議室を借りようと検索すると出てくるものみたい、と言われた。参加してよい経験だったということアピールする写真としては、机だけでは寒々としている。裁判員が生き生きと話をすることができて、良い経験だったというイメージがわからない。特に、これから若者にアピールするのであるから、例えば、若者もお年寄りも、女性も男性もいろいろな人が話し合っていて、参加者が生き生きと議論に関わっているようなイメージにしていきたい。今後、検討の余地があるのであれば、もう少し参加した人達が生き生きとしているような写真、それが難しければイラストでもよいが、工夫が必要ではないか。

(吉崎刑事局長)

ご指摘に感謝する。これで何年も固定して進めていくつもりはない。今ご指摘いただいたことも含めて、毎年改善を加えていこうと思っている。

(内田委員)

私も残念だと思った。例えば人々がしゃべっている感じの写真が良いと思う。それこそイラストで、今田委員がおっしゃったとおり女性もお年寄りも若者も参加して話しているという雰囲気が伝わって、その中の1人が、裁判員を経験して良かった、というようなことを吹き出しで言っていて、そして裁判員経験者の97%が経験して良かったと話しています、とした方がアピール性が高くなるのではないかと。また、今、電車、バス、地下鉄の中の広告で、3枚くらいの漫画でストーリーを見せているものがある。そのような形で18歳・19歳も裁判員に選ばれる可能性があることを示してはいかかがか。長々と説明する必要はな

く、あれどういうこと、と関心をキャッチすればよく、そのあとはQRコードに促していけばよいのではないかと思う。

(椎橋座長)

資料5は固定的なものではないとのことなので、各委員の意見を今後の参考にしていただきたい。

(2) 今後の裁判員裁判の運用について

ア 充実した公判審理を実現するための公判前整理手続の迅速化について

(ア) 吉崎刑事局長から、公判前整理手続期間について、資料2の表5を踏まえ、次のとおりの説明があった。

- 公判前整理手続期間の平均については、平成28年まで長期化傾向にあったが歯止めが掛かり、その後、令和2年になって長期化していくという推移である。緊急事態宣言が発出された前後の令和2年3月から5月にかけて、多くの裁判員裁判の手続の期日が取り消されたことが影響していると思われる。一方で、感染拡大前の令和元年から長期化傾向があった上で、令和3年は令和2年よりも長期化していることを踏まえると、感染症の影響のみでは説明できない面もあると思われる。
- この問題については、最近、裁判官の協議会を行った際にも、その現状に話題が及んだ。裁判官の発言として3点紹介する。
 - ・ 感染症の影響で期日が入りにくい状況が続き、感染症の影響が解消された後も、法曹三者で迅速に進めていくという意識が緩んでいるのではないか。
 - ・ 個々の事件において、口頭での議論を活用するなどして手続を迅速に進めるための取組を続ける必要がある。
 - ・ 事件終了後の振り返り会などで、公判前整理手続の期間や争点整理の在り方についても議論して、これを個々の担当者だけでなく、組織として共有することが重要ではないか。

(椎橋座長)

このテーマを議論するに当たっては、検察庁、弁護士会、裁判所、それぞれの立場から、公判前整理手続の迅速化に関する現状認識や課題、それに対する取組状況等について実情をご紹介いただくのが有用であると思われる。法曹三者の委員、オブザーバーから、この点についてご発言いただき、その後に他の委員の皆様も含め、ご意見をいただきたいと思う。

(イ) 検察庁における現状認識や取組等について、吉田委員から、次のとおりの説明があった。

- 公判前整理手続の長期化については、まず現状分析が必要である。公判前整理手続の段階については、次の5段階に分けられる。

- ① 起訴から証明予定の提出まで。証明予定は検察官の主張を明らかにするもの。
- ② 証明予定から予定主張の提出まで。予定主張は弁護人の主張を明らかにするもの。ここで双方の主張が出揃うので争点が見えてくることになる。
- ③ 予定主張から期日指定まで。
公判前整理手続は予定主張の提出を境にして段階が違ってくるため、予定主張が提出されるまでの②を「前半」、提出された後の③を「後半」と呼ぶ。
- ④ 期日指定から審理が始まる第1回公判まで。
- ⑤ 第1回公判から判決まで。

これらを自白事件と否認事件に分けて分析した。

- 平成22年と令和3年を比較すると、自白事件は合計69.6日増えており、否認事件は合計154.4日増えている。

自白事件の場合、平成22年と令和3年を比較すると、②前半が26.2日増え、③後半が35.4日、⑤審理・判決で5.0日増えている。否認事件でも、②前半が36.8日、③後半が99.9日、⑤審理・判決で11.1日増えている。つまり、自白事件、否認事件とも②③⑤で長期化している。

私が注目しているのは、実は⑤審理・判決である。ここが自白事件では4.8日から9.8日と約2倍になっていて、否認事件では6.8日から17.9日と約2.6倍になっている。つまり、裁判員が関わって審理・評議する日数が2倍以上になっている。ということは、裁判員にかなり負担を強いるような状況になっている。裁判員裁判は、精密司法から核心司法へ脱皮するということだったが、この状況を分析すると、精密司法に戻りつつあるのではないかという懸念を抱く。精密司法というのは、裁判官が書類を精査して判決を書くようなイメージ。本来、公判で全て審理して決めていくものが、そうはなっていないのではないかと懸念される。象徴的なのは、平成21年、22年の頃は、論告弁論が終わったら翌日に判決するのが当たり前だったが、最近では1、2週間後、場合によっては争点が1つしかない事件でも1か月近く空いているものもあった。その間、全部評議していればよいが、「起案日」という形で裁判官が判決を書いているという状況もあるようだ。そのために判決も細かくなっているという現象がある。それが先ほど述べた精密司法への回帰であり、そういったことをやろうとして準備段階の公判前整理手続も長くなってしまっているのではないかと推測できる。

- ②前半の遅延要因は、5つ考えられる。
 - ・ 客観証拠・電子データの増大。そのために検察官による証拠開示や弁護人による検討に時間がかかる。これは最近の現象としてやむを得ないところが

ある。

- ・ 専門的・科学的な争点の検討・準備。弁護人が、検察官が用意した専門家に対して、別の専門家に当たって検討することも行われている。これも真に必要な争点に関するものではやむを得ない面がある。
- ・ 責任能力に関する鑑定の要否。通常、捜査段階で検察官が精神鑑定を行っているので、それを利用するのであれば通常の審理になるが、弁護人がもう一度やり直すべきだと主張して裁判員法 50 条に基づく鑑定を請求すると、その採否に時間がかかる上に、その鑑定をしてもらうことになる、それなりの時間がかかることになる。
- ・ 黙秘事件の増大、弁護人の予定主張の明示時期の後退。黙秘事件が増えている。それだけではなく、公判前整理手続において証拠開示を受けて証拠を全部見て、自分たちの作戦を練って予定主張を出すという戦法になっている。そうすると、証拠を全て見てからしか何も言えないということで長くなる。これについては、裁判所と検察官が工夫して、暫定的でもよいから早めに争点となる予定のものをつかんでいくことが必要になってくると思う。
- ・ 自白事件の長期化。しかし、その要因がよく分からない。否認事件の長期化はやむを得ない面があるとしても、自白事件についてもっと意識を高くすれば、全体としての迅速化に意味があるのではないか。

○ ③後半の遅延要因について。

- ・ 後半では予定主張が提出されて争点が定まるところ、新たに補充捜査や、弁護側の反証が必要となるような事件であれば、長期化はやむを得ない。
- ・ 精緻な争点整理が長期化の一つの要因かもしれないと思っている。裁判所が当事者にかなり細かいことについて認否を求めてくることがある。これが、先ほどの判決をしっかりと書くためなのであれば、無駄な作業だと思う。精緻にすれば正しいものができるかということ、実は真の争点から外れてしまうようなことがある。正当防衛が問題になっているときに、被害者から先に包丁を持ち出して攻撃してきたのかどうか、まずその事実が大切なのであれば、まさにそれが分岐点、争点になる。真の争点は何ですかと当事者に尋ねて、当事者の話を十分に聞くべき。総花的、網羅的な整理をしようとして、かえって時間がかかっているのではないか。
- ・ 客観証拠・専門家証人の重視の傾向。客観証拠を重視すること自体は良く、専門家証人も必要であればやむを得ないが、本当に裁判員に分かりやすい立証ができるのかということもしっかり見極める必要がある。争点との関係でそれほど必要ないのであれば、代替的な方法も工夫しながら採るのだろうと思う。この観点で検察官として申し上げたいのは、刺激証拠についてである。

刺激証拠というのは、ご遺体の写真や、刺された傷の状況、現場の血痕の状況といったもの。これらは、目撃者等がいれば、供述の信用性を吟味するときの一つの客観的な物差しになるため、検察官はちゃんと出さなければいけないと考えている。しかし、裁判所は裁判員の心理的な負担を考えて、イラストにしてくれ、イラストも血の赤い色でなく別の色にしてくれという訴訟指揮をする。そうすると、そういった物差しがあいまいなものになってしまう。専門家証人もそれに基づいて意見を言う。この点については、裁判員になるときに、こういう証拠があるがよろしいですかと確認すればよいから、こういったところは改めていただきたい。

- ・ 自白事件については、後半についても前半で述べたとおり。

○ ⑤審理・判決の遅延要因について。

- ・ 結審から判決までの期間の長期化については、先ほども述べたが、もっと簡にして要を得た判決でよいのではないかと思う。

評議に時間を要する事件であれば、審理の途中に1回中間的な論告弁論をやって、そこで中間的な評議を行って事実を固めて、その後、例えば責任能力を判断するのであれば、その固めた事実に基づいて責任能力の専門家の話を聞くというようなことを活用していけば、実のある評議ですぐに判決をすることができるようになると思う。

○ 最後に、対策全般について。

- ・ 自白事件に絞った迅速化対策が必要だと思う。これについては迅速な審理モデルの提示をするということが必要かと思う。自白事件であれば、②と③を同時進行的にやることも考えてよいのではないかと考えている。
- ・ 当事者の能力向上、相互の意思疎通の充実。
- ・ メリハリの効いた裁判所の関与。裁判所も精緻なことはほどほどにして、「まあ、やってみましょう」という大度でやるという方法もあると思う。
- ・ 「振り返りの反省会」の活性化。裁判官からの声もあったということだが、これを活用してもらいたいと思う。

(ウ) 弁護士会における現状認識や取組等について、神山委員から、次のとおりの説明があった。

○ 弁護人側としても、公判前整理手続の長期化は問題だと考えており、その対策を取るべきだと思っている。

○ 裁判員制度 10 周年の座談会があったときに、この問題については改善傾向にあると言われ、安心していたところだが、今回このような推移を見せられると、確かに長期化しているので、かなり問題があるのだろうと自覚をした。

否認事件については、先ほど吉田委員が述べたこととほぼ同じようなことを

考えている。ただ、そういうことであれば個別の点について工夫していけばよいわけで、そういう工夫をしても足りないくらい長くなっているとすると、やはり自白事件の長期化が一番大きな問題だろう。

では、なぜ自白事件が長期化しているのかについては、いまいち我々自身もよく分かっていないところがある。そこで、ぜひ提案をしたいのは、その原因を解明するための基礎的な調査である。

- 調査の仕方としては、自白事件において長期化の理由がはっきりしているものと、不明なものとを分ける。そして、理由がはっきりしているものについては、それは個別の問題だから、それぞれ反省をして改善を考えればよい。

長期化の理由がはっきりしているものの中には、良い方向での長期化もあると思う。例えば、被告人の更生を支援するという方向性はより強くなっており、社会福祉士や臨床心理士の力を借りて更生支援計画を立てるため、それに一、二か月かかることもある。その更生支援計画が法廷に出ることによって、裁判員も含めて、被告人の更生については十分考えられると。このような長期化は、仕方のないことでもあるし、当然それが良くないというわけではない。

問題は理由が不明なものである。理由が不明ということは、我々が想像してもなかなか答えが出ないので、事例の集積と分析が必要だろう。そのためにどうするのがよいかと私自身もあれこれ考えたが、一つの方策としては、振り返り会の活性化が一番だろうと思う。幸いにして、裁判員裁判が終局した後、法曹三者が集まってざくばらんに反省会をすることは慣行化している。その反省会が、残念ながらあまり活性化していないと思う。その活性化とともに、反省会の中で必須の項目として、公判前整理手続に要した期間を確認し、その原因や理由について裁判官、検察官、弁護人がそれぞれの意見を述べ、その期間を要したことは仕方がなかったのか、それとも努力して改善すべきなのか、努力して改善すべきであれば、そのためにどうしたら良かったのか、といった点について意見をまとめる。これが積み重なれば、それも一つのデータとして分析をしていけば、ある程度、なぜ自白事件が長期化しているかについての答えが出てきて、そこに取り組んでいくことが可能になると思う。

- また、公判前整理手続の長期化には、法曹三者の慢性的な問題が影響しているのではないか。それは、当事者の主体性のなさである。恥ずかしいことだが、民事、刑事問わず、裁判所から言われるまでは動かさずについて、裁判所から何々をいつまでにしてくださいと言われると動き出す。しかもその場では意見を言わずに、次回までに持ち帰って検討しますと。そして、次回期日が決まって進行していくと。こういう文化がきつとあるのだろうと思う。

もちろん、裁判官、検察官、弁護士ともその事件だけをやっているわけでは

なく、多くの事件を並行してやっているから、その事件にだけ取り組むわけにはいかないで、ある程度次回期日までという余裕をいただきたいのは当然だが、少しそれに甘えているのではないか。

次の打ち合わせ期日では何が課題になるのかを事前に見据えて、その準備をしてくると。そうすればその場で口頭で意見を求められたときにも意見を言うことが可能になってくる。

以上のようなことも根本から考えていくべきではないかと思っている。

- 弁護士会の研修としては、今その辺りのことについては力を入れているつもりである。

まず、黙秘事件の増大などで弁護人の予定主張の明示時期が後退している、暫定的な意見でも述べてくれ、との吉田委員の意見については、弁護士会としても、類型証拠が全て開示されないと予定主張を明示しないということではなく、例えば犯人性を争わないのであれば、まずは犯人性を争わないという予定主張を出し、その後検討して更に詳細な予定主張があるのであれば出すということを含めて、言える主張は言おうという研修をしている。

さらに、主張を言えない場合でも、今何々について検討中です、その検討には何週間かかります、についてはその後になれば意見を述べることができると、積極的に進行についての意見を言うべきだという研修をしている。

- 本来、公判前整理手続は、当事者双方がちゃんと準備をすれば足りる。弁護士と検察官がコミュニケーションをとって、当事者同士で話し合いをして、そこでまとまった結果を裁判所に伝えれば物事を進めていける。検察庁、弁護士会の両方で研修の講師をしているが、とにかくコミュニケーションをもっとよくとって、当事者同士の話し合いを事前にちゃんとしていくべきだと話している。

- 今話したことは、根本的な解決になるかどうかは分からないが、まずは、なぜ長期化しているのかという調査について、振り返りの反省会を利用して事例を集積していただきたい。そうすれば、その事例を見て更なる分析をすることによって、解決の糸口がつかめてくるのではないかと考えている。

- (I) 東京地裁における現状認識や取組等について、永渕オブザーバーから、次のとおりの説明があった。

- 公判前整理手続をめぐっては、東京地裁において、これまでも、審理期間が長くなってしまった事件に焦点を当てて、長期化の要因とその対策を考え、あるいは、比較的早期に終局できた事件について、その要因を探るといった検討を、折をみて行ってきた。今回も、公判前整理手続の長期化の要因をどう認識しているか、公判前整理手続促進のための工夫・試みなどについて、東京地裁

本庁13か部からアンケートを取った。そういった従前の検討や今回のアンケート結果のほか刑事部裁判官との日常的な会話も含む意見交換の結果、さらには私自身の裁判員裁判の経験なども踏まえて、実情をお話したい。

- 公判前整理手続をどう進めていくかという基本的なコンセプトについて、大方の意見を最大公約数的に集約すると、おおむね以下のようなことになろうかと思う。

公判前整理手続は、言うまでもなく公判の準備の手続であって、争点の整理、証拠の整理を行って、審理計画の策定を行うものである。事件の主たる争点がどこにあって、どういう証拠を取り調べなければならないか、それをどんな日程で進めていくかと、こういったことが決まりさえすればよいわけであり、要は裁判が始められるぐらいに決まればよく、微に入り細を穿つ必要は全くないものだと考えている。

公判前整理手続では、証拠の中身について検討したり判断したりするわけではなく、検察官、弁護士、双方の主張を前提に進めていくわけだが、いざ公判になったときに、主張どおりの証拠が出てくるとは限らない。裁判の帰趨は証拠次第であるので、若干語弊があるかもしれないが、主張の相違点を細々と詰めても徒労に終わるだけである。今回のアンケートの結果などを見ても、やはり実際の公判で予想外のことが起きるのは当たり前で、出たところ勝負でやろうというような意見や、細かい主張を詰めても無意味である、主張の整理は詰め過ぎない方がよいといった複数の指摘があった。

そして、公判前整理手続を迅速に進めるために、全体像としてどういう形で進めていくべきかについては、ごく大づかみに言えば、その事案の主な争点が分かって、その争点を判断するのにどのぐらいの審理のボリューム、つまり審理に必要な日数になるのか、その審理をするためにどのぐらいの準備期間がかかるか、つまりいつ頃法廷を開けるか、この辺りが分かりさえすればよい。そういったところが法曹三者で共有できると、だいたいこの辺で例えば10日間ぐらい予定を確保しておいてくださいと公判期日を仮予約する。この仮予約ができれば、一応の目標ができるので、その目標に向かって準備を進めることができる。人間目標ができるとやはり頑張るものである。したがって、公判前整理手続の迅速化のためには、だいたいいつ頃何日ぐらいの公判が必要かということの認識の共有化を、いかに早く行うかが肝なのだろうと思う。今回のアンケートの結果もやはり同じような指摘が多くあった。

- そういった仮予約をいかに早く入れるかということになると、やはり公判前整理手続の前半が重要だと思っている。

今、起訴後1週間から2週間程度で初回の打ち合わせ期日を実施するように

している。ここで、先ほど神山委員からも話があったが、弁護人において、暫定的なもので構わないので、この辺りに問題意識を持っているということや、証拠開示についても、特にこの辺の証拠に関心がある、早く見たいという話をしてもらえると、その事件で問題になってきそうな点が見えてきて、裁判所も話ができるようになる。

○ 私の経験も紹介したいと思う。否認事件で、一定の出来事があったことはあったが、そういうつもりでやったわけではないという事件だったが、弁護人から初回の打ち合わせのときに、だいたい今のところこの辺が争いになると思っ
ているということを中心に詳しく話していただいた。そうだとすると、審理のボリュームはこんな感じになりそうですかと聞くと、検察官もだいたいそんな感じでしょうと。そうであれば、そのボリュームからすると、準備にはこれくらいの時間がかかりますかねと言って、4か月先ぐらいのところに10日間予約しておけば、多少の予定の変更が起きても吸収できるでしょうということ
で、日程を確保してもらった。初回の打ち合わせで仮予約ができたので、あとはそこに向けて準備を進めるだけということになる。どのような証拠調べをするかについては若干調整を要した部分もあったが、やはり間に合った。4か月後にきちんと審理ができて判決もできた。公判前整理手続をやっている最中には、あまり意識していなかった論点も審理の過程で出てきたが、それも審理あるいは評議の中で解消できたので、あまり安全運転でなくてもやっ
ていけるというのを実感した。

○ 東京地裁における近年の取組として、いくつか紹介したい。

- ・ 平成29年度に、早期終結事例、起訴から150日以内に判決ができた事例を集め、担当裁判官へのインタビューなども行って、早期終結の要因を分析・整理した上で、起訴からいつまでに何を行うか、その過程で何を重視したらよいかといった公判前整理手続の促進に資すると思われるノウハウ等を集約して、それを手続の段階ごとに整理して、いわば公判前整理手続の目指すべき進行イメージをモデル化して、それを刑事部の中で共有した。

その結果、平成30年度は、自白事件でも否認事件でも、1か月程度、短縮の効果があつた。残念ながら翌年には元に戻ってしまったが、なぜそうなのかの要因は必ずしも明らかではない。裁判官が異動して適切に検討結果が引き継がれなかったという影響や、裁判員制度10周年ということで、審理の中身の方に関心が移ったこともあるかもしれない。いずれにしてもこの平成29年度の検討は、もう一度再確認をして、必要なアップデート、ブラッシュアップを試みる価値があるのではないかと考えている。

- ・ 専門的知見が問題となる事件は、先ほど吉田委員からも指摘があったが、

往々にして長期化しがちである。内容が難しいので、当然ながら争点の整理、証拠の整理も難しくなる。昨年度、精神医学と法医学の2つの分野について、公判前整理手続における工夫・取組も併せて検討し、その検討結果を刑事部内で共有するといった試みもしている。

- ・ 公判前整理手続に限らず、適正迅速な事件処理のためには、法曹三者の相互理解と基本的な信頼関係が必要だと思っている。もちろん議論すべきは議論し、法廷では真剣勝負をすべきであるが、審理運営の面では相互理解と基本的な信頼関係をベースに協力すべきは協力し、知恵を出し合うことが必要なのだと思う。これはもちろんそれぞれの事件の中でも信頼関係を作り上げたいと努力しているが、それ以外にも例えば、ベテランの裁判官クラスとベテランの弁護士クラスとの会合や、比較的若手の法曹三者の会合や、中堅クラスの会合など、自由闊達に意見交換、議論ができるような場を増やして、そういう多数のチャンネルの中で、法曹三者がそれぞれの苦労も含めて、共通理解、相互理解を進めていけるように努力しているところである。

(永井委員)

公判前整理手続の期間については、確かに長期化傾向にあるのだと思う。資料2の表5では、今年前半の数値は、自白事件では8.4か月、否認事件では13.5か月となっている。この数値を令和元年と比べると、自白事件ではちょうど2か月、否認事件では3か月も延びている。こういった手続の長期化については、裁判の現場ではそれぞれの固有の事情があるのだと思うと推察される。

ただ、特に裁判員裁判の場合では、公判が先になってしまうと関係者の記憶が減退あるいは変容していくという問題があり、生き生きとした公判審理がやりにくくなってしまふ。

この点については、法曹三者も自覚しており、裁判所、検察庁、弁護士会それぞれで長期化についていろいろ検討しておられるということがわかった。既にそれぞれのお立場で問題意識を持って改善に努めているということで、大変好ましいことであると思った。私が今ちょうど所属している弁護士会でも迅速化には関心を持っており、公判前整理手続に特化した解説書を作ろうということになり、刑事弁護委員会が中心となって国選弁護活動の手引き公判前整理手続編というものを作成して出版したところである。

改めて考えてみると、審理の迅速という要請と審理の充実という要請は、見合いになっているようなところがある。あまり一方を強調すると他方が犠牲になりかねないところがある。この迅速と充実というのは裁判にとっては永遠の課題なのだと思う。これまでの30年40年を振り返ってみると、このどちらを強調するかという点については、行きつ戻りつしているようなところがあ

と思う。ある時期迅速にやらないと未済事件が溜まってしまうということを強調すると、ではあっさりした審理でどんどんやっていこうということになり、そうするとあまりにあっさりやりすぎると、もっとちゃんとやりましょうという批判を受けることになる。この両方の要請の調和点を見ながら適正にやっていくのが難しいと思う。現在は核心司法と呼ばれるように大事なところは損なわないように、しかし枝葉のところはあっさり扱ってよいだろうということで、ほぼ合意ができると思う。これも適正にやっていくというのは、現場でのご苦労がいろいろあるのだろうと思うが、先ほど来のお話を伺っていると、非常にきめ細かく検討が行われているように伺った。手続の進行については、法曹三者が信頼に基づいて、協力し合うという基盤は形成されていると思うので、今のこの取組を一層進めていただいて、それが公判前整理手続の期間の合理化に結びついていけばよいと考えている。

(酒巻委員)

私はかつて公判前整理手続の制度設計をやったが、この制度趣旨は、本番たる公判審理充実のための準備であり、準備の目標は、最終的には審理計画の策定であって、その前提として争点がどういうものかを把握するということ。吉田委員が述べたとおり、精緻な準備がなされ、その結果として時間がかかりすぎているのであれば、それは本来の制度趣旨からは外れている。吉田委員が述べたとおり、「まあ、やってみましょう」というレベルまで準備ができれば、あとは大事なものは本番の公判審理そのものである。そういう基本発想が忘れられ、準備の徹底、精密化が自己目的化しているのではないかという印象を受けた。永渕オブザーバーからは、東京地裁内での意見について紹介があったが、全国の裁判所の認識が同様であればよいが、本番の安全安心を想定するあまり準備がより精密な方向に行っているのではないかという危惧を感じる。

同時に、法曹三者とも共通して自白事件がどうしてこんなに長くなっているのかよくわからないとされる。神山委員が発明した言葉で「量刑事件」とも呼ばれているが、自白事件では量刑が大事で、その決定に重要な情状事実、その事実の有無や評価に争いがあると、そこは犯罪事実と同様に争点化して、自白事件もそういう部分については否認事件と似たようなことになっているのではなかろうか。

精緻すぎる争点整理や、「まあ、やってみましょう」という精神・態度ではなく「何が起こっても大丈夫にしよう」という態度は、法曹三者の、あるいは真面目な日本人共通の文化・行動様式であり、皆さんプロフェッショナルとして、ものすごく真面目で、徹底的に準備をしたくなるのはよく理解できるところである。しかしそれは裏を返すと、本番で突発的事態が起こったときに、臨機応

変に対応してなんとかするとか、紙なしで口頭で応答対応するという、刑事裁判の公判が想定している直接主義、口頭主義の精神ないし行動様式とはあまり整合しない。それが根本原因にあるとすると、なかなか短縮化には行きにくいのだろうなとは思ふ。その上で、皆さんのおっしゃるとおり、うまくいった事件の突っ込んだ具体的分析をする、失敗だとすればその失敗の原因を探る、どちらも含めて、今後、反省会をもう少し深掘りして、地道に原因を究明していくしかないという印象である。

(内田委員)

公判前整理手続は確かに長期化している。ただ、自白事件はやや短縮化していることは読み取れる。それを今、法曹三者がそれぞれの立場から分析して説明された。

最初の吉田委員の分析は、非常に丁寧に分析していて、素晴らしいと思った。精緻にすれば本質を突くとは限らない、簡にして要を得た判決を、と述べて、振り返り反省会の必要性を強調されたと思う。

次に、神山委員が弁護士会の立場から、なぜ長期化したか、それを蓄積して、分析して、その原因を究明したらどうかという提案をされ、吉田委員と同じように振り返り会、反省会を活性化し、実質化するということを提案された。

そしてそれを受けた永渕オブザーバーからの紹介では、非常に面白いと思ったのは、150日以内に判決が出た事例をインタビュー調査して、審理の促進に資するノウハウを集約してモデル化した、そしてそのモデルに則って裁判をした翌年は短縮する効果があったこと。けれども次の年には元に戻ってしまった。酒巻委員もそれはどうしてなのかと述べたが。

私もやはり、短く終わった事案と長期化した事案、両方を比較対照して、なぜ遅くなったのか、なぜ短縮されたのか、それぞれの原因を洗い出して、突き合わせると。そこで違った情報が見えてくることがあるのかもしれないと思い、東京地裁だけではなく、他の大きな庁でも、同じような枠組みで分析し、比較対照して、短縮化に資する要因は何か、長期化するのとはなぜかというようなことを洗い出したらいかがかと。それをここで集約して、全国の裁判所に提示するというようなことをやられてはいいかと思う。そして、振り返り反省会を含め、三者の情報共有を活性化していくということが大事だと思った。

(今田委員)

この制度が施行から10年以上経過し、法曹三者の中には経験と知識の蓄積が十分あり、裁判官も弁護士も検察官も、一つの事件を担当したときに、展開を予測しながら対応した、その結果がこの数字なのだろう。別に遊んでいたわけではなく、真面目に一生懸命やった結果であろう。それは、我々門外漢は真

撃に受け取る必要がある情報なのだろうと思う。こう考えたときに、期間が長くなっていることは、本当に法曹三者は深刻なものとして受け止めなければいけないものなのか。いろいろな社会の変化や事情からして、このぐらいは許容範囲なのかどうか、私には素人なのでわからない。委員の皆様から事情をお伺いしていると、長くなるのはある意味仕方ないのかと。もちろん無駄に長くなっているのであれば、それは省く必要があるが。酒巻委員が述べたとおり、日本の知識人の文化を前提としたときに、机上でプランした裁判員制度、実際に酒巻委員は理想の形でプランニングされたのだろうが、それが実行の中、社会の中、文化の中で動いてきた結果、ある程度長くなることはあり得るかもしれない。そういう全体像を俯瞰する観点からも検討が必要だと思った。長期化がどの程度深刻なものなのかを、法曹三者の観点から一つの検討課題とされてはいかかが。この制度を、司法制度改革のスタートから、素人なりにいろいろ関わった者の正直な感想である。

(椎橋座長)

ただいま各委員から有益な意見をいただいた。精密司法から核心司法へという考え方の中で、公判前整理手続が重要なツールだということについては意見の一致が見られた。酒巻委員が指摘したとおり、日本の法曹は非常に真面目なので、公判前整理手続についても非常に真面目に取り組み、労力をかけると、下手をすると公判前整理手続がミニトリアルのような形になってしまいかねず、それはやはり問題であり、いろいろな取組が法曹三者によってなされてきた。今日の御意見の中では、実際の事例についての調査、好事例についてなぜうまくいったのか、そうではない事例についてはなぜなのか、それぞれの原因を調査・分析して、そしていかに好事例を広げていくかということが大事であり、そのためには調査を全国的に広げたらよいのではないかという提案もなされた。また、法曹三者による裁判後の反省会等を通じた更なる相互理解の共通化・活性化が必要・有益であるとの意見も共有された。今日の懇談会での御意見を伺って課題への理解がより深められたと思うので、今日の御意見を参考に、事務局としても更に取り組んでいただきたい。

(吉崎刑事局長)

様々な貴重な御意見、御示唆いただき感謝申し上げます。座長の最後の取りまとめも含め、私どもとしても全国の裁判所の取組を促進すべく、取り組んでまいりたいと思っている。本日の御意見の中で、吉田委員からは検察庁としても問題意識を持っていて、引き続き議論していただけるということもうかがわれた。神山委員の話からは、弁護士会における研修といった取組も含めて問題意識の共有が図られつつあるとうかがわれた。永渕オブザーバーから東京地裁の

取組、問題意識の顕在化も御紹介いただいた。

その議論の背景としては、そもそも人証中心の分かりやすい審理を実現するためには、事件関係者の記憶が新鮮なうちに証人尋問などを実施する必要がある、公判前整理手続は、事案に見合った合理的期間内に終了することが望ましいということがあるものと考えている。そういった点も含め、今後裁判所としても委員の皆様の御意見を反映させながら施策に取り組んでまいりたいと思う。

イ 若年層の参加に向けた対応について

(ア) 吉崎刑事局長から、若年層の参加に向けた対応について、次のとおりの説明があった。

○ これまで本懇談会においては、若年層に対する広報活動について、様々な御指摘を受けており、それを受け、昨年11月、最高裁判事局から各地裁に向けて、若年層に対する裁判員制度広報について事務連絡を発出した。その要点は、広報活動を実施する際の視点として次の2点を提起している。

- ・ 単に、学生等に対して制度について説明するだけでなく、その際に学生等との間で双方向の意見交換を行うなどして、裁判官を含む裁判所職員も、制度について学生等がどのように学び、どのように受け止めているかということについての理解を深めるべきであること
- ・ 裁判員等経験者との意見交換会の参加者を、例えば若年層に特化するなどし、そのような若い経験者の声を直接お聞きした上で、ウェブサイト等を通じてその声を外部に発信していくという循環した取組もしていく必要があるということ

(イ) 永渕オブザーバーから、東京地方裁判所における若年層の参加に向けた取組について、次のとおりの説明があった。

○ 東京地裁においては、出前講義や裁判員制度出張セミナーといった様々な取組をしている。また、学生や企業の方が団体で傍聴に来ることがあり、その後希望があれば、裁判官による裁判員制度の説明会を実施するというものも行っている。裁判員経験者との意見交換会についても、意見交換会を行う目的をはっきりさせ、法曹三者が運用改善のために行う意見交換会と、広報を主たる目的とした意見交換会を分けて実施している。広報目的で、例えば若年層の経験者を招き、法曹三者も壇上に登って、ある程度広い会場で意見交換するといったことも考えているところである。

○ 若年層の参加に関しては社会の関心も高まっており、例えば、仙台の高校生が東京地裁に職場訪問に来たことがあり、そこでのやりとりが新聞に掲載された。テレビでも、朝の情報番組で裁判所について特集を組みたいという引き合いがあり、それを活用して裁判員制度の広報に繋げていくといった取組もして

いる。

- 先ほど吉崎刑事局長から広報活動を裁判所からの一方的な情報発信と考えずに、双方向的なものとしてやっていこうという話があったが、実際に若年者広報に携わった裁判官から話を聞いたところ、我々が想像している以上に、若年層の皆さんの裁判員制度あるいは司法制度に対する興味関心は高いということが実感として分かった、だからこそ我々法律家の仕事あるいは司法制度は、社会に根ざした仕事なんだということを訴えていくことによって、より興味関心を高めてもらい、裁判員制度への参加意欲も高まっていくのではないだろうか、こういった感想を述べていた。
- さらに、当たり前のことかもしれないが、若年層には、通り一遍の説明では響かない。質疑応答の中で、法律や法律的な考え方、その本質を問うような質問をしていくことが多い。やはり単なる制度説明のような通り一遍の説明をしてはいけない、ということも教訓として得られている。
引き続きいろいろな広報に尽力をしてみたい。

(神山委員)

参考まで報告する。8月27日、28日に、東京地裁、東京地検、東京の弁護士会で、模擬裁判・模擬評議を開催した。たまたま18歳の大学生が裁判員として参加してくれた。その様子だが、手を挙げて発言することまではなかったが、どうですかと聞かれれば、きちんと自分の意見を述べていた。最後の感想では、正解がないことに対して、人の意見を聞いて、自分の意見を作っていくということがよくわかったと言ってもらい、本当嬉しかった。また、見ていて弁護士になりたいとも言ってくれて非常に嬉しかった。永渕オブザーバーも述べたとおり、若年層がかなり関心を持っていることはよく分かった。

(3) 次回以降の予定等について

次回の懇談会の日程については追って調整することとされた。

(4) 退任予定の委員からのあいさつ

本年末をもって退任予定の内田委員から、次のとおりのあいさつがあった。

- 本懇談会で、とても生産的な、建設的な討論ができたことを大変嬉しく思っている。

今から13年前であるが、実は、委員になるときは、私は国民が司法に参加することに大いに興味を持って委員になった。委員になりたての頃は、3つのことに懸念を持っていた。第1は、評議の妥当性。プロフェッショナルの専門家の裁判官が素人の国民から選ばれた裁判員と対等な評議ができるのかという点。第2は、裁判員の守秘義務の遵守に伴う心理的な不安にどのように対応していくのかという点。第3は、これまで裁判は、法曹三者が井戸から汲み出し

た言葉で行われていた。それを今度は国民も共有できるような言葉で、耳で聞いて分かる裁判にしなければいけない。これに対してどう対応するのかという点。これらに興味を持って見守ってきた。本懇談会に参加するうちに、これらの懸念は全て払拭された。第1の評議の妥当性については、裁判官が裁判員に非常に細やかに対応し、円卓あるいは口の字形式で裁判員と裁判官が交互に座り、休憩時間にも雑談をするなどして、意見を述べやすい雰囲気作りに非常に力を尽くしていることがわかった。第2の裁判員の守秘義務に伴う心理的な不安に対しては、24時間対応の相談窓口を設けて、いつでも不安に対応できるような制度を立ち上げ、継続してきている。これに救われた方もきっといると思う。第3の耳で聞いて分かりやすい説明が行われるかということについても、検察官は、早くから研修を重ね、私も裁判員裁判を何度か傍聴したが、見事に分かりやすい言葉で説明されていた。弁護士についても、日弁連などで研修を重ね、被告人の人権が守られるように反証する論述が展開されるようになった。科学の証明でもそうだが、検証は、証拠、論拠を上げていけばよいので、すぐ論理を作ることができるが、反証しなければいけない弁護士の仕事は本当に難しいと思う。今日の、公判前整理手続の長期化にも、そういった役割の難しさも反映されているのかなと思う。このようにして、私の3つの懸念は、本懇談会に参加した間に全て氷解した。

そして何よりも、関係者の皆様が裁判員制度を立ち上げて、順調に進行するように様々な調査を行っていること。裁判員経験者のアンケート調査や、評議に参加してどのような点が問題かというような意見交換会なども開催され、私も傍聴する機会もいただいた。そうやって様々な細部にわたって検証を重ねて、PDCAサイクルをよりよく循環させるようにした結果、この制度が浸透してきた今があるのではないかと思う。関係者の皆様の御尽力に敬意と感謝を申し上げます。

ただ、今日、今田委員が述べたように、机上で作ったプランが実施され、今走っているところで、もう一度立ち止まって振り返り、この制度をより良いものにしていくことが求められる時期に来ている。令和5年から若年層が裁判員に選ばれるが、非正規雇用者の辞退者が多いところ、彼らにとっては時間雇用なので休んで裁判員として役割を果たすことができないような状況にあるのではないか。ドイツの刑事裁判の参審員の制度は、5年任期で地方公務員として任用され、その間は経済的な保障もあるという仕組みであると聞いている。正規雇用者は、有給休暇を取れば参加できるが、3か月くらいにわたるような長引く裁判を考えると、少し制度についても微調整や見直しが必要になってくるかもしれないなどと思いながら、今日はここに座っていた。

これまで13年間、委員の皆様からは、様々な御意見をいただき、多くの学びを得た。ここに委員として過ごせたことは私にとって財産のような時間だった。本当に感謝申し上げます。委員の皆様の益々のご活躍をお祈りして最後の挨拶とさせていただきます。

(椎橋座長)

内田委員におかれては、法律家とは違った斬新な視点から建設的なご意見を賜った。そのことによって本懇談会の議論が相当深まったと思う。感謝申し上げます。

(5) 閉会のあいさつ

閉会に当たり、堀田事務総長から、次のとおりのあいさつがあった。

○ 本日も皆様から大変貴重な御意見を頂戴し、感謝申し上げます。

また、内田委員におかれては、本懇談会の委員を、本懇談会発足当初から本年まで、実に13年間の長きにわたってお引き受けいただき、心より感謝申し上げます。裁判員制度が施行される前、導入当初、その後の運用と、その時々が生じた様々な問題について、ご意見、ご示唆を賜り、裁判員裁判の円滑な導入、発展に多大なご貢献をいただいた。重ねて厚く御礼を申し上げます。

本日、皆様から頂戴した御意見も踏まえ、更なる裁判員制度の運用改善に取り組んでまいりたい。

以 上